

13 留守家庭児童会の運営

①施策の展開	地域教育コミュニティの推進	課名	社会教育課
②取組概要	保護者が労働などのため昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供する。		
③構成取組	(1) 留守家庭児童会児童健全育成事業 (2) 留守家庭児童会運営管理事務 (3) 留守家庭児童会施設管理事務		

④取組計画	(1) 放課後児童の健全育成を図る。 (2) 保育料の滞納対策を推進する。 (3) 大規模児童会の解消について、東小学校の分割を完結する。 また、老朽施設である木田小学校のプレハブの撤去を行い、児童の安全・安心に努める。
-------	---

⑤取組実績	(1) 児童の放課後及び学校の休業日の生活拠点として異年齢集団の活動を通して、心身の健全な発達を促した。また、児童指導員の育成と指導力の向上のため、新たに「リーダー児童指導員」を8名任用し、指導員の育成と指導力の向上を図った。		
	<入会児童数> (各年度5月1日現在)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
児童数 (1～3年生)	6,128人	6,081人	5,797人
入会児童数	1,463人	1,466人	1,470人

(2) 保育料徴収条例の制定により、滞納対策として定期的に督促状及び催告状の送付を行い、未納件数の減少に努めた。また、こども室の協力を得る中で、児童手当から保育料へ充当を行った。

<保育料未納件数>

	平成 23 年度	平成 24 年度
件 数	189 件	120 件
徴収率	98.5%	99.1%

※ 平成 23 年度までは、協力金として徴収。条例の制定により、平成 24 年度以降の未納分は年度を超えても徴収する。

- (3) 大規模児童会の解消について、東小学校の空き教室を活用し、分割工事を行い、平成 24 年 10 月 1 日開設した。
- また、児童の安全・安心の確保を図るため、老朽施設である木田小学校のプレハブの撤去を行った。

⑥評価

(1) 児童に放課後の適切な遊びや生活の場を与え、健全育成に資することができた。新たにリーダー児童指導員を任用する事で、リーダーとしての自覚と責任感が生じるとともに、リーダー会議を設置するなど、より効率的・効果的な留守家庭児童会の運営に向けた基礎が構築された。平成 26 年度のリーダー指導員各校 1 人配置体制に向け、リーダー児童指導員間での担当分担と役割について検討する必要がある。

(2) 負担の公平性の確保を図るため、保育料徴収条例の制定により、督促・催告の手続きなど明確な滞納対策を実施することで、未納件数の減少を図ることができた。

(3) 施設の老朽化とニーズの増加に備え、児童の安全確保と市民サービスの向上のため、継続的に施設の整備・更新を行う必要がある。